

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年7月8日(2022.7.8)

【公開番号】特開2022-19945(P2022-19945A)

【公開日】令和4年1月27日(2022.1.27)

【年通号数】公開公報(特許)2022-015

【出願番号】特願2021-196661(P2021-196661)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 5/04 651

A 63 F 5/04 620

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月30日(2022.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技へののめり込みに関する注意喚起情報と、
所定の遊技状態の終了を示唆する第1画像と、
所定の遊技状態が継続することを報知する第2画像と、
を表示可能であり、

デモ演出を実行可能であり、
第1画像の表示後に第2画像を表示する場合と、
第1画像の表示後に第2画像を表示しない場合と、
を有し、

第2画像を表示するか否かに関わらず、第1画像を表示するときは注意喚起情報が期間T1にわたって表示されるように構成されており、
デモ演出を実行しているときは、注意喚起情報が期間T2にわたって表示されるように構成されており、
注意喚起情報と第2画像とを表示しているときは、注意喚起情報を表示していても、所定の遊技状態が継続することを識別可能であるように構成されており、
T1 T2となるように構成されている
ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

40

遊技へののめり込みに関する注意喚起情報と、
所定の遊技状態の終了を示唆する第1画像と、
所定の遊技状態が継続することを報知する第2画像と、
を表示可能であり、

デモ演出を実行可能であり、
第1画像の表示後に第2画像を表示する場合と、
第1画像の表示後に第2画像を表示しない場合と、
を有し、

第2画像を表示するか否かに関わらず、第1画像を表示するときは注意喚起情報が期間T1にわたって表示されるように構成されており、

50

デモ演出を実行しているときは、注意喚起情報が期間 T 2 にわたって表示されるように構成されており、

注意喚起情報と第 2 画像とを表示しているときは、注意喚起情報を表示していても、所定の遊技状態が継続することを識別可能であるように構成されており、

T 1 > T 2 となるように構成されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 6】

本発明は上述した事情に鑑みなされたもので、遊技へののめり込み対策として実効のある注意喚起を行うことが可能な遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 8】

本発明に係る遊技機は、

遊技へののめり込みに関する注意喚起情報と、

所定の遊技状態の終了を示唆する第 1 画像と、

所定の遊技状態が継続することを報知する第 2 画像と、

を表示可能であり、

デモ演出を実行可能であり、

第 1 画像の表示後に第 2 画像を表示する場合と、

第 1 画像の表示後に第 2 画像を表示しない場合と、

を有し、

第 2 画像を表示するか否かに関わらず、第 1 画像を表示するときは注意喚起情報が期間 T 1 にわたって表示されるように構成されており、

デモ演出を実行しているときは、注意喚起情報が期間 T 2 にわたって表示されるように構成されており、

注意喚起情報と第 2 画像とを表示しているときは、注意喚起情報を表示していても、所定の遊技状態が継続することを識別可能であるように構成されており、

T 1 > T 2 となるように構成されている

ことを特徴とする。

また、本発明に係る遊技機は、

遊技へののめり込みに関する注意喚起情報と、

所定の遊技状態の終了を示唆する第 1 画像と、

所定の遊技状態が継続することを報知する第 2 画像と、

を表示可能であり、

デモ演出を実行可能であり、

第 1 画像の表示後に第 2 画像を表示する場合と、

第 1 画像の表示後に第 2 画像を表示しない場合と、

を有し、

第 2 画像を表示するか否かに関わらず、第 1 画像を表示するときは注意喚起情報が期間 T 1 にわたって表示されるように構成されており、

デモ演出を実行しているときは、注意喚起情報が期間 T 2 にわたって表示されるように構成されており、

10

20

30

40

50

注意喚起情報と第2画像とを表示しているときは、注意喚起情報を表示していても、所定の遊技状態が継続することを識別可能であるように構成されており、
T1 > T2となるように構成されている
ことを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

10

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

上記構成の遊技機によれば、遊技へののめり込み対策として実効のある注意喚起を行うことが可能となる。

20

30

40

50